

戦後 70 周年

大東亜戦争はいまだ終わっていない

執行役員 袴田 忠夫

私は、昨年の『郷友』誌 7・8月号から今年の 1・2月号まで 4回に分け「日本人としての誇り—日本近現代史再考」と題して寄稿させていただきました。

その冒頭で、私は「今、日本にとって最も欠けているものは、日本の歴史に対する日本人としての誇りであると思う。そして、このことが、戦後日本の政治外交問題、憲法問題、靖国問題、教育問題等多くの分野で極めていびつな形となっている。

その根本的原因は、大東亜戦争後、連合国によって行われた極東国際軍事裁判いわゆる東京裁判に起因するわが国の近現代史に対する誤った認識にある。この東京裁判によって、白人による 350 年以上の侵略と植民地支配の罪を負けた日本にすべて転嫁された。この結果、日本人は、何もかも日本が悪いという戦争犯罪意識を、骨の髄まで刷り込まれたために、偽りの歴史観で【謝罪を国是】とする【戦後体制】が構築された。

歴史学者、アーノルド・トインビーは《歴史を忘れた民族は滅びる》という名言を残しているが、このままの状況が続いていくと、日本の将来は、まさに危機的状況にある」ということを述べました。

この点について、私は、昨今の集団的自衛権に関する国会論議やマスコミでの討議をみて、ますます「日本は危機的状況にあるな」と思った次第です。

まさに、これらの論戦が、「東京裁判史観そのもの」が根っこになっていると思うからです。

宇都隆史参議院議員が、平成 26 年会誌『郷友』5・6月号で「集団的自衛権についての考察」と題し次のように述べています。

「自国の独立を担保する安全保障政策は、国民が生存するための根源的基盤である。それをイデオロギー闘争にすり替えて、政局化し矮小化する我が国の政治の伝統は、民主主義の未熟さそのままであると言っても言い過ぎではあるまい。…野党を中心として【政権を担当する内閣が、憲法解釈を変更しようとするのは立憲主義に反する】というもっともらしい反対意見があるが、そもそも国家の緊急事態を想定せず、国の生存すらも認めていない現憲法こそ、明らかにコモンローとしては異常なのであって、主権の存在しない占領期に連合軍によって都合の良い憲法をお仕着せられたばかりか、近代憲法として最も重要な【国民同意を得るプロセス】を一切経ていない日本国憲法に【立憲主義】を語る資格があるのだろうか。…まさに憲法前文にいう【平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した】人たちの【空想的平和主義】に過ぎない」。

宇都隆史参議院議員が述べている憲法前文そのものが、まさに日本だけが悪かったという「東京裁判史観」そのものなのです。

日本がこの憲法を戦後 70 年近くにわたって一言一句も修正・変更することなく持ち続けているということは、宇都議員が述べているように、まさに異常な状況であると言えます。日本が、この憲法を持ち続けている限り、日本は真の独立国家とは言えず、いまだに精神的に占領下にあるということです。すなわち、「大東亜戦争はいまだ終わっていない」と言えるのです。

「東京裁判史観からの脱却」については、筆者がこれまでたびたび本誌に寄稿したところであり、以下これまで寄稿した内容について今一度要約・補足してみることにする。

2010年9・10月号で、「稲田朋美議員の寄稿に思う」と題して、次のように述べた。稲田朋美議員が自民党立党の精神の柱として述べている「戦後レジームからの脱却」について、私は、その根っこにあるのが、まさに「東京裁判史観からの脱却」にあると思っている。東京裁判については、この裁判の無効性を終始主張したインドのパール判事（1952～1967年＝国際連合国際法委員会委員長）が、国際法学会から完全に支持されているだけでなく、この裁判の裁判長であったウェブ（オーストラリア代表）は帰国後、「東京裁判は誤りであった」と告白しており、とりわけこの裁判の最高責任者であったマッカーサー自身が、昭和25年10月にウェーキ島でトルーマン大統領と会談した際、「東京裁判は間違いであった」と述べている。

また、サンフランシスコ講和条約については、第11条にある諸判決（judgements）を受け入れざるを得なかったのであり、東京裁判そのものを受け入れたのではない。昭和28年に、大橋武夫法務総裁が、第11条の「裁判を受諾し」を「判決を受諾し」という意味に解釈した国会答弁を行っており、これが我が国の公式見解である。

そして、この第11条後段の赦免条項に基づき、当時の国民と政府は一丸となって第11条を克服し被告全員の赦免を実現、諸判決を清算して、戦後の復興に努力した。

そして、パール判事はサンフランシスコ講和条約が発効し、日本が6年8ヶ月にわたる占領統治から開放された半年後の1952（昭和27）年11月6日、広島高等裁判所での講演で「私は1928（昭和3）年から1945（昭和20）年までの18年間の歴史を2年8ヶ月かかって調べ、各方面の貴重な資料を集めて研究した。この中には恐らく日本人の知らなかった問題もある。それを私は判決文の中に綴った。この私の歴史を読めば、欧米こそ憎むべきアジア侵略の張本人であることがわかる。しかるに、日本の多くの知識人は、ほとんど

それを読んでいない。そして、自分たちの子弟に【日本は、国際犯罪を犯したのだ】【日本は、侵略の暴挙を、あえてしたのだ】と教えている。満州事変から大東亜戦争勃発に至る歴史的事実を、どうか私の判決文を通して十分研究していただきたい。日本の子弟が歪められた犯罪感を背負って卑屈・頹廢に流されてゆくのを、私は見過ごして平然たるわけにはいかない。彼らの戦時宣伝の欺瞞を払拭せよ。誤った歴史は書き換えられねばならない」と述べている。

さらに、パール判決文の中には「時が熱狂と偏見をやわらげたあかつきには、また理性が虚偽からその仮面をはぎとったあかつきには、その時こそ、正義の女神は、その秤を平衡に保ちながら、過去の賞罰の多くに、そのところを変えることを要求するだろう」と述べられている。

このパール判事の日本に対する懸念は、戦後 70 年経過した今日において、GHQ なき後もなお大きな呪縛として残り、判決文のパール判事の期待も叶えられないままとなっている。

また、2011 年 11・12 月号では、「東京裁判の違法性と日本国憲法の無効性」と題し、次のように述べた。

東京裁判が偽りに満ちた違法な裁判であったことは、今日の欧米の国際法学者や有識者の間では、以下の理由から常識となっている。

その理由の第 1 は、東京裁判では法の公理でもある「事後法禁止の原則」に反して、日本人を事後法で裁いたということである。人間のある行為をどんな犯罪とするか、その犯罪にどれほどの罰を加えるかなどは、あらかじめ法に定めておき、その後そのような行為をする者があったとき、その法を適用してその行為者を罰するというのが、国際法国内法を問わず、法というものの基本的な原則である。したがって、ある行為が行われた後に、その行為を犯罪として罰するための事後法を創り、その法を遡って適用して、行為者を罰することはあってはならないということ、つまりこれが事後法禁止の原則である。

東京裁判の基準となった法は、昭和 21 年 2 月に、連合軍最高司令官マッカーサーが創った、極東国際軍事裁判所条例という名の国際法であった。この法の中に過去いずれの国際法にもない「人道に対する罪」、「平和に対する罪」という犯罪が創られた。そしてこの法を昭和 20 年 8 月 15 日以前の日本人の行為に、遡って適用して日本人を処罰した。東京裁判では事後法禁止の原則に反して、事後法で日本人を裁いた。したがって、東京裁判は典型的な違法裁判であったといわねばならない。

その第 2 は、ポツダム宣言に反した、裁判の時間的管轄の問題である。裁判で被告を処罰するためには、被告のいつからいつまで行った犯罪行為を処罰するか、はっきりさせる必要がある。ポツダム宣言第 10 項には、「われらの俘虜を虐待した者を含む一切の戦争犯罪人

に対しては厳重な処罰を加える」という日本の戦争犯罪を処罰するということが書かれている。

大東亜戦争は、そのポツダム宣言を受諾して、終結したことを考えると、東京裁判の時間的管轄は大東亜戦争の開戦から終戦まで、昭和16年12月8日から昭和20年8月15日までの期間ということになる。ところが実際は、東京裁判が審理の対象としたのは、昭和3年1月から昭和20年8月までの17年8ヶ月にわたる日本国の行為についてであった。このように、東京裁判は裁判の時間的管轄を無視して強行された違法な裁判であり、かつ、ポツダム宣言にも反する裁判であったといえる。

第3は、東京裁判は東條英機元首相他27名の日本の指導者をA級戦犯として裁いた。その罪状は、「平和に対する罪」と「昭和3年から昭和20年までの17年間にわたり、侵略戦争の計画準備のための共同謀議で参画し遂行した罪」という全く根拠がないにもかかわらず、28名の日本の指導者に判決を下したということである。これについては、次の点を考えただけでも妄想であることがわかる。

日本では、昭和3年から昭和16年の東條内閣の成立まで、16の異なった内閣が成立し交代しているが、交代の原因は閣内不一致、疑獄事件の発生、政策に対する議会の反対、軍部の反対などの国内事情にあったのであり、日本の内外政策一切が、侵略戦争遂行のために、28名の共同謀議によって計画され、遂行されたというのは、虚構だといわざるをえない。

第4は、東京裁判は、極めて不公正な訴訟手続き進行をさせたということである。東京裁判では、被告側（日本側）は約2300点の証拠書類を用意した。しかし、それを法廷に出すたびに却下され、約1600点まで却下された段階で、引き続きの却下を見越して、残りの700点ほどの証拠は未提出に終わった。

ところが、原告側（戦勝国側）が提出した証拠書類は、でっち上げと思われる証拠も含め約1580点が採用された。裁判では裁判官は原告と被告の言い分を公平に聞いて、訴訟手続きを進行させ判決を下すというのが基本だ。東京裁判では、被告の言い分はほとんど事前に口を封じ、原告の言い分はほとんど採り入れて日本を断罪した。このように東京裁判は著しく不公正な訴訟手続き進行をさせたという点でも、およそ裁判の名に値しない違法な裁判であった。

以上の四点から考えてみても、東京裁判は、文明の名を汚した違法裁判であり、その判決も無効であるといえる。

次に、東京裁判における米国弁護人の陳述を紹介する。米国人弁護人ブレイクニの弁論の要旨は次の通りである。

「国家の行為である戦争の責任を個人に対して問うという法理はない、戦争での殺人は刑

法上の罪ではない、この法廷は罪にならないはずの行為を罪として裁くという誤りを冒そうとしている。もし戦争における殺人が罪に問われるというのなら、まず裁かれるべきは、広島・長崎に原子爆弾を投下した責任者ではないか、その責任を有する参謀長の名も、投下を認めた国家元首の名も、挙げようと思えばできる」。

さらに、ローガン弁護士は、弁護側の「冒頭陳述」を担当し、「日本の戦争は安全保障の必要に迫られての自衛手段の発露に他ならなかった」と、論じており、この見解はそれから5年後にマッカーサーがアメリカ上院での公聴会で証言した内容と同じものであった。

次に、現日本国憲法について、筆者は、日本が法治国家であるが故に、現憲法を遵守しなければならないことは当然であるという前提を踏まえた上で、現憲法制定の経緯から一旦廃棄し、新しく制定すべきという意見であり、ここでは、現日本国憲法の無効性について述べてみたいと思う。

その第1は、日本国憲法が、占領統治下すなわち日本に主権が認められていないときに、国際法に違反してつくられたということである。

国際法たるハーグ条約（陸戦の法規慣例に関する条約）に付属する陸戦法規第43条において「占領者は占領地の法律を尊重して占領行政を施行すべし」と規定されているにもかかわらず、占領軍によって、当時の明治憲法を廃止させられ、GHQ憲法とも言われる現憲法を押し付けられたということである。

これは明らかに、国際法に違反している。

占領統治下で他国に憲法を押し付けられるということは、法治国家にとってあってはならない文明の汚辱とも言えるものである。

日本と同様、占領下にあったドイツは占領軍の憲法制定命令に対し、西ドイツ11州の代表者たちは一致して「主権もない、言論の自由もない占領下の我々がどうして憲法を制定することができるのでしょうか。もし占領軍がドイツ国民に対し、憲法の改正を強要するなら、我々は一切の占領政策に対する協力を拒否する」と強硬に主張し、連合国の軍政長官たちを説得、単なる「西ドイツ基本法」を制定するに留めさせた。そして、その基本法の前文に「ドイツ国民は、過渡期における国家生活に新秩序を付与するため、この基本法を設定する」と記載し、さらに、基本法の末尾第146条に「この基本法はドイツ国民が、自由なる決定によって議決した憲法が効力を生ずる日において、その効力を失う」と規定して、軍事占領下におけるドイツ国民の主体性と憲法の尊厳を守った。ヨーロッパの歴史の中で、何度かの敗戦を経験しているドイツは、たとえ敗戦国であっても、国際法によって国家の尊厳は守られるべきだという強い信念を持って連合国に臨んだ。

日本も、ドイツのような対処の仕方をすべきであったと悔やまれるが、日本の場合は天皇の地位に影響がおよぶおそれもあったことから、難しかったのではないかと推察される。

第2は、日本国憲法が、明治憲法に違反してつくられたということである。

明治憲法第75条に「憲法及び皇室典範は摂政を置くの間、これを変更することを得ず」という条文がある。摂政がおかれる間は、憲法を改廃できないということである。摂政とは天皇の職務代行機関のことであり、天皇が重大な心身の疾患または重大な事故などで、自らその権限を行使しえないときに置かれる。敗戦後、日本は軍事占領下で、天皇は正常にその権限を行使できなかったわけであり、つまり敗戦と軍事占領という事態は、摂政を置くべき天皇の心身の故障という異常事態をはるかに超えた異常事態といえる。したがって、異常事態下で、明治憲法を廃止してつくられた日本国憲法は、明治憲法第75条に反してつくられた違法な憲法といえる。

第3は、日本国憲法が、ポツダム宣言第10項後段に述べられている「日本人の言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は、確立されなければならない」に違反しているということである。占領軍は、日本国民の言論の自由を奪って明治憲法の廃止と日本国憲法の制定を強制した。

この言論統制の30項目にも及ぶ検閲基準の中に、「連合国最高司令官（司令部）が憲法を起草したことに対する言及と批判をしてはならない」という項目があり、これは明らかに、ポツダム宣言に違反している。

第4は、憲法前文にある国家の安全保障理念の虚偽欺瞞性についてである。

いうまでもなく、憲法前文は憲法の指導理念や憲法解釈の指針、国の将来像などを明示した極めて重要な文章であるが、その中に「日本国民は恒久の平和を念願し、…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という国家の安全保障に関する基本理念を示す文言がある。日本を侵略国家として、日本人を東京裁判で裁いているとき、「平和を愛する諸国民」は何をしていたのか。ソ連は、終戦後、北方領土を不法占領、60万人以上の日本人をシベリアに拉致し、強制労働をさせ6万人以上の日本人を死亡させていたのであり、イギリスやオランダはアジアを再植民地にするため、再侵略し、アジア諸国は独立のための戦争をし、インドネシアでは80万人以上の人々が亡くなっていた。さらに、中国はチベットを侵略して、百万人以上のチベット人を殺戮していた。

日本国憲法を押し付けた後で、平和を愛する諸国民は、数々の不法行為をしていたのであり、その「公正と信義」は、完全に破綻している。

第5は、現日本国憲法は講和条約ができるまでの占領下での暫定憲法であったということである。

驚くべきことに、平成9年11月7日、東京の憲政記念館で開かれた「憲法50周年記念フォーラム」の席上で、現行憲法の起草に携わった元GHQ関係者自身が、「現憲法は講和条約ができるまでの占領憲法だと思っていた」と発言している。このことから、常識的に

言って、そもそも現日本国憲法は、独立国家としての憲法ではない。特に、GHQ関係者から、現憲法の廃棄について発言されるに至っては、国辱的とも言えるものである。

日本国憲法は、主権もない軍事占領下で違法に押し付けられた憲法であっただけに、昭和27年4月28日サンフランシスコ講和条約が発効し、日本が独立と主権を回復した後、すみやかに廃棄失効させ、新しい憲法を制定すべきだったといえる。

日本国民は、現憲法の欺瞞を払拭し、日本人として、日本の国柄と自国の歴史に誇りを持って、新しい日本国憲法を制定することが、日本を再生させ、日本の未来に光明を与えることになることと確信する次第である。

さらに、2014年5・6月号では、「首相の靖国参拝について考える」と題し、次のように述べた。

戦後、60年以上が経過し、今日では大東亜戦争に至った様々な要因が明らかになっている。今や支那事変は、多くの資料からコミンテルンと中国側に大きな原因があることは明らかになってきており、また、南京陥落後、米国は蒋介石中国国民党軍に国際法違反の軍事・経済的支援を大々的に実施すると同時に資源のない日本に対して、年々激しい経済制裁と軍事的包囲を行ったことは歴史的事実だ。

昭和16年8月1日、米国は日本に対する石油を全面禁止するが、その直後に米国のルーズベルト大統領は英国のチャーチル首相と大西洋上で会談を行い、この会談で、ルーズベルトは「裏口からの参戦」(back door to war)つまり、対日戦を約束する。ルーズベルト大統領は、戦争に参加しないという公約で大統領になっていたため、すでに戦闘が始まっているヨーロッパ正面からの参戦は、国民の賛成が得られないので、太平洋において、日本にアメリカを先に攻撃させてから、アメリカが大戦に参戦するというルーズベルトの思惑があったことなども近年明らかになってきている。また、日本への石油の全面禁止の翌9月6日、御前会議で日米開戦の時期の検討が行われたとき、昭和天皇は明治天皇が日露戦争の開戦前に詠まれた御製「四方の海 みな同胞と 思う世に など波風の 立ちさわぐらむ」を詠まれ、戦争回避の強い思いを示された。

昭和16年10月18日、東條内閣が誕生するが、このとき、9月に検討された御前会議の内容を「白紙還元」し、再度、米国との和平交渉に努力するよう伝えられた。東條首相も9月の御前会議で天皇の和平への強い思いを感じていたため、白紙還元の指示に感激し、和平交渉に全力で取り組む。

しかしながら、11月26日、米国から最後通牒ともいえる「ハルノート」が日本側に手交される。この「ハルノート」は、その条項に「日本政府はシナ及びインドシナから一切の陸海空軍兵力及び警察力を撤収すべし」という日本に北清事変以前に戻れと言っているの

あり、当時の情勢下では、誰が見ても受け入れられるものではなかった。

日本政府が、ハルノート全文を受取った時、東郷外相は「目も暗むばかりの失望に撃たれた」と手記に書いている。同日、ハルノートをめぐって直ちに日本側の連絡会議が開かれたが、出席者全員が米側の余りに強硬な態度に、衝撃を受け、落胆した。

昭和16年12月1日、ハルノートを受けて、御前会議が開かれ、対米英蘭開戦が正式決定される。決定は全員一致であり、東條首相はこのとき涙ながらに天皇に奏上された。

インドのパール判事は「ハルノートのようなものを示されれば、モナコ公国、ルクセンブルグ大公国のような小国でさえも、アメリカに対して武器を持って立ち上がったであろう」と述べ、さらに「日本の指導者たちが愛国者である限り、アメリカの苛酷なる最後通牒を退けて、立ち上がらざるを得なかったのは当然である」とし、日本にとって、生存のため自衛のため、やむをえない措置であったとの見解を述べている。

日本は、天皇の「宣戦の詔書」において、「今や不幸にして米英両国と鬨端を開くに至る洵に已むを得ざるものあり豈朕が志ならむや」と、戦端を開くのは実に不本意であることを述べたうえで、「東亜安定に関する帝国積年の努力は悉く水泡に帰し帝国の存立亦正に危殆に瀕せり事既に此に至る帝国は今や自存自衛の為蹶然起って一切の障礙を破碎するの外なきなり」と、平和に対する我国の長年の努力の甲斐もなく、日本は自存自衛のため、止む無く立ち上がらざるを得ない旨を宣言している。

米陸軍参謀本部ウェディマイヤー大將は、自己の回想録で次のように述べている。

「英国の苦境を救うため戦時中立にそむき、日独伊三国同盟を逆用し、無理難題をふっかけて日本を追いつめ、真珠湾のアメリカ艦隊をオトリにして、米国を欧州戦争に裏口から介入させようとする目的を達した」。

イギリスの軍需生産大臣であったオリバー・リットルトンは、開戦中の1944年6月20日、ロンドンのアメリカ商業会議所で「アメリカが戦争に追い込まれたというのは、歴史上の狂言である。アメリカが日本を追い込んだのだ。日本がパールハーバーを攻撃せざるを得ないほどに、アメリカが強圧したのである」と驚くべき発言をしている。

さらに、占領軍の最高指揮官であるマッカーサー自身が、1951年5月3日、米国上院軍事外交合同委員会で、次のような発言をした。「日本は絹産業以外には、固有の産物はほとんど何も無いのです。彼らは綿が無い、羊毛がない、石油の産出が無い、錫が無い、ゴムが無い。その他実に多くの原料が欠如している。そしてそれら一切のものがアジアの海域には存在していたのです。もしもこれらの原料の供給を断ち切られたら、一千万から一千二百万の失業者が発生するであろうことを彼らは恐れていました。したがって、彼らが戦争に飛

び込んでいった動機は、大部分が、安全保障の必要に迫られてのことだったのです」。

傍線部分の原文

Their purpose therefore in going to War was largely dictated by Security.

傍線部分で強調されているように、このマッカーサー自身が、大東亜戦争は日本にとって、安全保障のための戦争であったということを述べている。

大東亜戦争が始まる前、米国は日本に石油禁輸を行い、イギリス、中国、オランダとともに、いわゆるA B C D包囲網によって日本を経済封鎖しアジア海域から日本への原料の供給を止めさせた。すなわち、マッカーサーは「米国は経済封鎖を実施して日本を窮地に追い込み、日本はこれに対して自国の安全保障のための戦争、つまり自衛戦争のために立ち上がった」と言っている。

また、国際法学者・パール判事は、国際法と真珠湾攻撃との関連について、「国際法の基本原則によれば、米英両国は明らかに、宣戦の有無にかかわらず、遙か以前から日中間の交戦状態に介入していたことになり、真珠湾に関する問題（宣戦布告が米国政府に届く前に攻撃をした）は、まったく意味を失うことになる。したがって、米国が中国の側に立ってこれに参加することを決定した瞬間から、日本は米国に対して、いつでも、どのような敵対措置をもとりうるができるのである」と述べている。

日本は、米国の最後通牒ともいえるハルノートにより、苦渋の決断から開戦を決意し、戦闘には敗れたが、昭和18年11月6日の大東亜会議で宣言された「自存自衛」、「植民地の解放」、「人種差別のない平等な世界を築く」という日本の戦争目的があの大東亜戦争で達成され、今日の世界がある。

そして、大東亜戦争後、戦闘に勝った米英は植民地を失い、さらに、植民地を中核としたブロック経済を止め、共存共栄による自由貿易主義をとらざるを得なくなった。人種差別の廃止については、米国はこれをなくすることによって、米国における黒人の人達は、様々な分野で活躍することができるようになり、米国を力強く成長させたといえる。特に、2009年には米国で初めて黒人の大統領が選出され、今や米国史上、初めて二期目の黒人の大統領が存在するという画期的な時代が到来し、また近年では国務長官という要職にパウエルやライスが登用されているが、60年前では考えられなかったことが、今、米国で起きている。まさに、人種差別の廃止は、日本が1919年にパリで提唱して以来90年の年月をかけて、米国に黒人の大統領が誕生することによって、その目的が真に達成されたといえるのではないか。

昭和 30 年 4 月 18 日、インドネシアのバンドンで第一回アジア・アフリカ会議が開催されるが、この会議にはかつて植民地支配下にあった非白人国家の代表が集まり、反植民地主義、経済協力の推進、平和共存、民族自決、人種の平等などが決議されたが、その精神と内容は、昭和 18 年 11 月の大東亜共同宣言と同一のものであった。この席上で各国の代表は、日本側代表に対して異口同音に「日本が多大な犠牲を払って大東亜戦争を戦ってくれたお蔭で、今日我々は白人諸国と対等な立場でいれるようになった」と、感謝されている。

我々日本人は、国のために尊い命を捧げられた多くの英霊の方々のお蔭で、今日、世界の歴史が大きく進歩した中であって、日本は戦後 70 年にわたって、他国と戦火を交えることなく、平和で豊かな生活を営むことが出来たことに思いを致すべきなのだ。そして、自国のために、尊い命を捧げられた人々に感謝の誠を捧げるのは、全世界共通の常識である。これを、戦争賛美などとはき違えているところに、戦後日本の偏狭さや非常識がひそんでいると言えるのではないか。したがって、靖国参拝に当たっては、平和で平等な世界を築くための礎になられた英霊の方々に対する尊崇の念こそ重要なのである。

以上、戦後 70 周年にあたり、「大東亜戦争はいまだ終わっていない」という観点から、これまで寄稿した内容について、今一度要約・補足してみた。

前述したように、東京裁判については、この裁判の無効性を終始主張したインドのパール判事が、東京裁判を行った連合国がつくった国際連合において、サンフランシスコ講和条約発効後 1952 年から 15 年間にもわたって、国際連合国際法委員会委員長を務めたことから、連合国にとっても裁判の無効性は周知の事実といえる。このような観点からも、日本国民は一日も早く、「東京裁判史観から脱却」しなければならない。

安倍首相は、自著である『美しい国へ』において、「若い世代に対し、この国を自信と誇りを持てる国にしたい」と述べている。そして、戦後 70 周年にあたり、「安倍談話」を出すとのことである。

今上天皇は、昨年 2014 年 12 月 23 日の御誕生日の際に、つぎのようなお言葉を残しておられる。

「先の戦争では三百万を超す多くの方が亡くなりました。その人々の死を無にすることができないよう、常により良い日本をつくる努力を続けることが残された私どもに課された義務であり、後に来る時代への責任であると思います」。

戦後 70 周年にあたる「安倍談話」については、天皇のお言葉にあるように「先の戦争で亡くなられた多くの人々の死を無にすることができないよう」、そして「若い世代がこの国に自

信と誇りを持つことができるよう」な談話になることを切に願う次第である。